

●香川県告示第303号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和3年7月16日から施行する。

令和3年7月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（<u>法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費</u>）とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>カ <u>法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定めるまでの期間とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。</u></p> <p>7～12 略</p> <p>13 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>カ <u>避難所</u>を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から<u>1月以内</u>に完了するものとする。</p> <p>7～12 略</p> <p>13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる場合に</p>

ア 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援
イ～キ 略
(2)・(3) 略
第2 略

支出する。
ア 被災者の避難に係る支援
イ～キ 略
(2)・(3) 略
第2 略